

切手

□□□□□□

 ○○市△△区××町
 □□丁目□□番□号

会社名

代表者 様

特定記録郵便

覚えておこう！「クーリング・オフ」

Q. クーリング・オフってなに？

A. 契約後、一定期間内であれば**無条件で契約を解除できる制度**です。

Q. クーリング・オフをすると、どうなるの？

A. 契約はなかったことになるので、商品を受けとっていた場合でも**お金を支払う必要はありません**。また、**支払ったお金は返してもらい**、受け取った商品は事業者負担で返すことができます。

Q. クーリング・オフで注意することは？

- A. ①**クーリング・オフ期間内**に、必ず**書面(はがき等)**で**事業者へ通知**しましょう。
 (期間内にはがき等を出せば、事業者が届いていなくても有効です。)
 ②販売方法により、クーリング・オフできる期間が異なります。
 ③ネットショッピングでの買い物など**クーリング・オフができない場合もあります**。

Q. クーリング・オフ期間が過ぎてしまったら？

- A. クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、次のような場合は契約を取消することができる場合があります。
- ・うそをつかれた。
 - ・重要なことが説明されていなかった。
 - ・契約しないことを伝えても、帰らせてくれなかった。 など

よくある消費者トラブル



「エステの無料体験」という広告を見てエステサロンに行き、痩身エステの施術を受けたところ、「今日なら特別プランでお得」と別の有料コースを強引に勧められ、20回60万円(有効期間1年間)のコースをクレジットの分割払いで契約してしまった。でも、毎月の支払いなどを考えると、やっぱり解約したい・・・。

契約書(法定書面)を受け取った日から数えて8日以内であれば、クーリング・オフができます。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、解約料を支払うことにより中途解約ができます。事業者が解約に応じないなど困ったことがあれば、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください！



改正消費者契約法が6月15日に施行されます！



Q. 消費者契約法ってなに？

A. 消費者と事業者の間に交渉力などに格差があることから、**不当な勧誘などから消費者を守るための法律**です。この法律の一部を改正する法律が6月15日に施行されます。

Q. なにが改正されるの？

A. 社会生活上の経験不足や、加齢等による判断力の低下を不当に利用した契約など、**取消しの範囲が拡大**します。

Q. 改正によって取消することができる契約は？

- A. ①**不安をあおる告知**(就職セミナー商法等)による契約
②**加齢等による判断力の低下の不当な利用**による契約
③**契約締結前に債務の内容を実施等**による契約
④**恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用**(デート商法等)による契約
⑤**靈感等による知見を用いた告知**(靈感商法等)による契約

新聞購読契約のトラブルに注意!!



一人暮らしの高齢の母親が新聞購読契約を締結させられていた。母親は認知症で判断力が低下しているため、以前から販売店には契約しない旨を伝えていた。



年金暮らしで生活が厳しいので、購読をやめたい。新聞販売店に解約を申し出たら、以前に3万円の商品券を渡しているため解約できないと言われた。

このような販売店の行為は、法律や大阪府の条例に違反します。訪問販売の場合、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフが可能です。8日間が過ぎても、問題のある契約や勧誘があった場合は、契約の取消しや解約ができる可能性があります。おかしいと思ったら、迷わずお住まいの市町村の消費生活相談窓口(消費者ホットライン 188番)にご相談ください!



府市連携消費者月間講演会

詳細・申込はこちらから：大阪市ホームページ

テーマ キャッシュレス時代の消費者トラブル防止策

講師 大久保 育子 (大阪府金融広報委員会 金融広報アドバイザー)

とき 5月31日(金)午後2時30分～4時(午後2時～受付開始)

ところ 大阪市天王寺区役所 3階講堂

大阪府消費生活センター

☎06-6616-0888 ホームページ : <http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

大阪市消費者センター

☎06-6614-0999 ホームページ : <https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



12 つくる責任
つかう責任

